

# 富山県広域火葬計画

## 第1 総則

### 1 目的

この計画は、「富山県地域防災計画」及び「富山県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、災害等発生時における被災市町村の広域火葬を円滑に実施するため、県、市町村、火葬場設置者（火葬場を設置する市町及び新川広域圏事務組合をいう。）が行うべき基本的事項を定めることを目的とする。

### 2 定義

- (1) この計画において、「災害等」とは、大規模災害、武力攻撃及び新型インフルエンザ等の感染症の大流行などをいう。
- (2) この計画において、「広域火葬」とは、災害等により、被災市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。
- (3) この計画において、「近隣県」とは、本県と協定を締結している新潟県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県をいう。
- (4) この計画において、「他の都道府県」とは、本県及び近隣県以外の都道府県をいう。

### 3 基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、広域火葬が必要となった場合は、この計画に基づき迅速かつ円滑に広域火葬を実施するものとする。

### 4 県、市町村及び火葬場設置者の役割

- (1) 県は、広域火葬を円滑に実施するため、情報を収集し、提供するとともに、市町村、火葬場設置者、近隣県、他の都道府県及び厚生労働省との調整を行う等必要な措置を講じるものとする。
- (2) 市町村は、広域火葬を円滑に実施するため、市町村内の情報収集と整理を行うとともに資機材の確保等について必要な措置を講じるものとする。
- (3) 火葬場設置者は、資機材の確保等について必要な措置を講じるとともに、県及び市町村と連携し、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

## 第2 平常時における対応

### 1 火葬場及び連絡担当部局の把握

県は、次の事項について定期的に把握し、市町村及び火葬場設置者に情報提供を行うものとする。

- (1) 県内及び近隣県の火葬場の名称、所在地、連絡先、火葬炉数、火葬炉の型式、使用燃料及びその他必要な事項
- (2) 県内市町村及び近隣県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

### 2 広域火葬実施体制の整備

- (1) 市町村及び火葬場設置者は、災害等発生時における遺体の取扱体制、火葬の実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 県は、近隣県と協定等を締結するとともに、(1) に関して必要な助言を行うものとする。

### 3 資機材及び遺体搬送手段等の確保

- (1) 市町村は、災害等発生時に使用する遺体安置所、棺、遺体保存剤等及び作業要員の確保に努めるとともに、火葬場までの遺体等の搬送手段及び搬送経路を定めておくものとする。
- (2) 火葬場設置者は、火葬に必要な燃料、資機材及び火葬要員の確保等について必要な措置を講じるものとする。
- (3) 県は、遺体の保存及び火葬に必要な資機材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定等を関係団体と締結し、市町村及び火葬場設置者を支援するものとする。

### 4 情報伝達手段等の整備

県は、市町村、火葬場設置者及び近隣県間における広域火葬を円滑に実施するため、必要な情報伝達の手順、様式等を定めるものとする。

### 5 広域火葬の訓練等

- (1) 火葬場設置者は、火葬場の状態を常時把握し、火葬炉の定期点検等を確実に実行するものとする。
- (2) 県は、市町村及び火葬場設置者に対し、本計画の周知に努めるものとする。
- (3) 県は、市町村及び火葬場設置者と連携し、被害想定に応じた広域火葬の訓練の実施に努めるものとする。

## 第3 災害等発生時における対応

### 1 広域火葬の実施

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、厚生部生活衛生課内に広域火葬実施のための窓口を設置し、情報収集及び連絡調整に当たるものとする。

## 2 被害状況の把握及び報告

- (1) 火葬場設置者は、災害等発生時には、速やかに火葬場の被害状況、火葬要員の安否及び出勤可能性並びに火葬能力を把握し、県に報告するものとする。なお、復旧見込みが明確になったときも同様に報告するものとする。
- (2) 県は、被害状況を取りまとめ、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

## 3 広域火葬の応援の要請

- (1) 市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に対し、広域火葬を要請するものとする。
- (2) 県は、市町村からの要請又は把握した被災状況及び火葬場の被害状況等に基づき広域火葬の実施を決定し、県内の火葬場設置者及び必要に応じて近隣県に対し、広域火葬の応援を要請するとともに、関係団体及び厚生労働省にその旨を報告するものとする。
- (3) 県は、県内及び近隣県の火葬場だけでは広域火葬の対応が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に対し、他の都道府県への応援要請を行うものとする。
- (4) 県及び火葬場設置者は、県内又は近隣県で災害等が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。また、厚生労働省等から他の都道府県への広域火葬の応援要請があったときも、同様とする。
- (5) 県は、広域火葬の実施を決定したときは、市町村及び火葬場設置者にその旨を周知し、市町村及び火葬場設置者は住民にその旨を周知するものとする。

## 4 火葬場の選定

- (1) 県は、火葬場設置者、近隣県及び他の都道府県からの回答に基づき、広域火葬を要請した市町村ごとに火葬場の割振りを行い、当該市町村及び応援承諾のあった火葬場設置者、近隣県及び他の都道府県に通知するものとする。
- (2) 広域火葬を要請した市町村は、遺体安置所に安置されている遺体及び既に遺族に引き取られた遺体について火葬場の割振りを行い、遺族にその旨を伝えるとともに、応援承諾のあった火葬場又は火葬場設置者と火葬の実施方法等について、詳細を調整するものとする。
- (3) 広域火葬を要請した市町村は、被災規模、交通規制状況等の非常事態のため、火葬場が限定されていること等を遺族に対して説明し、当該市町村が遺体を直接割り振られた火葬場に搬送することについて同意を得るよう努めるものとする。

## 5 火葬要員の派遣要請及び受入

- (1) 火葬場設置者は、火葬場の職員が被災した（新型インフルエンザ等の感染症の大流行により職員が不足した場合も含む。）ために、火葬場の稼動に影響が及ぶと判断した場合は、火葬要員の派遣の手配を県に要請するものとする。
- (2) 県は、(1)の要請に基づき、応援が可能と認める火葬場設置者及び必要に応じ近隣県に対し、火葬要員の派遣を要請するとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。
- (3) 県及び火葬場設置者は、県内又は近隣県で災害等が発生したときは、速やかに火葬要員の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。また、厚生労働省等から他の都道府県への火葬要員の応援要請があったときも、同様とする。

## 6 遺体の保存及び搬送

- (1) 被災市町村は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合は、遺体数に応じた十分な遺体安置所を確保するとともに、遺体保存のために必要な資機材等を調達し、遺体を適切に保存するものとする。
- (2) 被災市町村は、遺体搬送車両等を確保し、搬送を行うものとする。なお、交通規制が行われている場合は、遺体保存のために必要な資機材等の搬入車両及び遺体を搬送する車両については、緊急通行車両を用いるものとする。
- (3) 被災市町村は、遺体保存のために必要な資機材等や搬送手段、作業要員が十分に確保できない場合は、県を通じ関係団体の応援を要請するものとする。
- (4) 県は、被災市町村から(3)の応援要請があり、県内だけでは対応できないと判断した場合は、近隣県や厚生労働省に対し、応援を要請するものとする。

## 7 相談窓口の設置

- (1) 広域火葬を要請した市町村は、広域火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行うものとする。
- (2) 広域火葬を要請した市町村は、広域火葬実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限及び焼骨の受け渡し方法等について、遺族の感情を十分考慮したうえで遺族等への説明を行うものとする。

## 8 災害等以外の事由による遺体の火葬

- (1) 広域火葬を要請した市町村は、自然死、病死等災害等以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申込みを受け付けるものとする。
- (2) 広域火葬を要請した市町村が平常時に使用している火葬場及び広域火葬の応援を行う火葬場に直接火葬の申込みがあった場合においては、広域火葬を実施

していること及び相談窓口において火葬の申込みを受け付けていることを説明するものとする。

## 9 火葬許可に係る特例的取扱い

- (1) 市町村及び火葬場設置者は、迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後実施等、状況に応じた事務処理を行うものとする。
- (2) 県は、市町村又は火葬場設置者から(1)に係る照会があったときは、必要に応じ厚生労働省に協議し、その結果を市町村又は火葬場設置者に連絡するものとする。

## 10 火葬状況の報告

- (1) 広域火葬を行った火葬場設置者は、広域火葬数を災害による遺体とその他の原因による遺体とに区別して、県に日報として報告するものとする。
- (2) 県内で広域火葬が実施されている場合に、災害による遺体の火葬を自らの火葬場で行った火葬場設置者は、火葬数を災害時による遺体とその他の原因による遺体とに区別して、県に日報として報告するものとする。
- (3) 県は、火葬場設置者からの日報をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

## 11 引き取り者のない焼骨の保管

被災市町村は、引き取り者のない焼骨を火葬場から引き取り、引き取り者が現れるまでの間、保管するものとする。

## 12 広域火葬の終了

- (1) 広域火葬を要請した市町村は、広域火葬を行う必要がなくなったときは、県にその旨を連絡するものとする。
- (2) 県は、広域火葬を要請した市町村からの連絡又は火葬状況の報告からその必要がないと認める場合は広域火葬の終了を決定し、県内の市町村及び火葬場設置者、応援を依頼した近隣県及び他の都道府県並びに厚生労働省に報告するものとする。
- (3) 広域火葬を要請した市町村は、火葬依頼実績をとりまとめ、県に報告するものとする。
- (4) 広域火葬を行った火葬場設置者は、広域火葬実績をとりまとめ、県及び広域火葬を要請した市町村に報告するものとする。

**附 則**

この計画は、平成 27 年 8 月 10 日から施行する。

**附 則**

この計画は、令和 4 年 3 月 18 日から施行する。